

保 育 料 徴 収 金 基 準 額 表

階層 区分	所得等の状況	月額保育料(円)				第3子 以降	延長保育料(円)				
		3~5歳 クラス	0~2歳 クラス	第2子※			4・5歳 クラス	3 歳 クラス	1・2歳 クラス		
				3~5歳 クラス	0~2歳 クラス						
A	被生活保護世帯		0		0	保護者が同一生計で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の保育料を免除	0	0	0		
B	区民税非課税世帯		0		0		0	0	0		
C	区民税均等割のみ		1,900		950		600	600	600		
D0	48,000円未満	0	2,400	0	1,200		1,800	2,200	2,600	6,200	
D1	48,000 ~ 49,000円未満		6,700		3,350						900
D2	49,000 ~ 58,000円未満		8,300		4,150						900
D3	58,000 ~ 66,000円未満		9,400		4,700						900
D4	66,000 ~ 85,000円未満		15,400		7,700						1,000
D5	85,000 ~ 103,000円未満		19,100		9,550						1,200
D6	103,000 ~ 121,000円未満		21,500		10,750						1,400
D7	121,000 ~ 139,000円未満		23,600		11,800						1,500
D8	139,000 ~ 157,000円未満		25,500		12,750						1,600
D9	157,000 ~ 185,000円未満		27,500		13,750						1,600
D10	185,000 ~ 221,000円未満		29,200		14,600						1,800
D11	221,000 ~ 256,000円未満		31,000		15,500						1,900
D12	256,000 ~ 280,000円未満		32,500		16,250						2,000
D13	280,000 ~ 303,000円未満		34,200		17,100						2,100
D14	303,000 ~ 324,000円未満		35,700		17,850						2,100
D15	324,000 ~ 342,000円未満		37,200		18,600						2,200
D16	342,000 ~ 360,000円未満		38,500		19,250						2,200
D17	360,000 ~ 378,000円未満		40,000		20,000						2,200
D18	378,000 ~ 468,000円未満		43,400		21,700						2,200
D19	468,000 ~ 501,000円未満		48,900		24,450						2,200
D20	501,000 ~ 546,000円未満		53,700		26,850						2,200
D21	546,000 ~ 666,000円未満		57,500		28,750						2,200
D22	666,000 ~ 890,000円未満		62,500		31,250	2,200					
D23	890,000 ~ 1,220,000円未満		67,500		33,750	2,200					
D24	1,220,000 ~ 1,520,000円未満		72,500		36,250	2,200					
D25	1,520,000円以上	77,500	38,750	2,200							

※第2子軽減は、保護者が同一生計で2人以上の子を扶養している場合に対象となります。

○上記表の税額は年額です。区民税所得割額は、住宅借入金等控除・配当控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

○上記の月額保育料、延長保育料は、保育標準時間認定を受けた場合となります。

保育短時間認定を受けた場合、保育標準時間認定の場合より、保育料が約1.7%低くなります(100円未満切捨て)。

○根津保育園0歳児クラス(満1歳以上)在籍で延長保育を利用する場合、1・2歳クラスの延長保育料を適用します。

○C~D4階層のひとり親世帯等の月額保育料は、上記表の半額(第2子は全額免除)となります。

○未婚のひとり親(*)世帯に該当する場合、原則、地方税法上の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなして保育料を決定します。

*婚姻によらないで母(または父)となった者であって、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない者